



## ILO、ITF、IFALPA 本部訪問報告 (その1)

### ～ 世界常識と日本 ～

LEGAL 委員会ニュース

日乗連代表は、JAL 解雇問題の状況説明と世界的な是正勧告を求め、JAL 不当解雇撤回裁判原告団代表を中心として、航空連代表と共に 2011 年 5 月 22 日～29 日までの 8 日間、国連の専門機関である ILO (国際労働機関) 始め、ITF (国際航空連合)、IFALPA 本部の訪問を行いました。シリーズニュースにて訪問成果の概要を紹介致します。

第 1 回目は、大変異例で大きな成果を得た、ILO TOP 事務局長に次ぐ事務局次長のガイライダー氏との面会が果たせた ILO 訪問報告です。

#### 1. ILO 代表者による「解雇」の関しての発言・知見のまとめ

・「解雇」に対する ILO の基本的な検討基準は以下の三点です。

- ① 経営は事前に誠意を持って交渉したか、更には、代替措置を取ったか。
- ② 日本の国内法に基づいた解雇についての定めを遵守しているかどうか。
- ③ ILO の国際基準法に違反していないかどうか。

- ・近年の世界的な情勢として、経済危機の状態の中で世界的に雇用不安が広がっている。しかし、同時に「雇用を守らなくては」という認識も世界的に広がっている。
- ・会社更生下であっても解雇は避けるべきものである。
- ・本当の意味での回避に向けた実質的な協議が行われたのかどうか。そして、それが欠けているとしたら、それが重大な結社の自由違反になる。
- ・「結社の自由委員会 (団結権、団体交渉権等の条約違反の有無を審査)」の考え方は、リストラが必要であろうとなかろうと関係ない。反組合的であるかどうか、その行為が労働組合活動を著しく侵害・妨害していないかということが重要なポイントになる。
- ・事前に行われていた交渉が「整理解雇という結論を変えようとしなさい、ただ説得するための交渉であった」という指摘については、真摯な交渉・協議の履行というポリシーに明らかに反しており、調べる必要がある。
- ・昨年末、解雇前に皆さんから文書を頂き、ILO としてその件をフォローし、日本政府に対して適切な助言を行うために、確認の文書を出した。そして、その後に解雇が行われたと認識している。
- ・日本政府は皆さんの運動もあって、この件を認識していることは分っているが、現時点で政府からの回答は届いていない。
- ・「結社の自由委員会」では規則、手続きがあり、政府が回答する期限が決められている。通常の手続きであれば、本件は少なくとも 2012 年 3 月までには回答されなければならない。
- ・皆さんが懸念されているのは「復職」という問題だと理解しているが、それについては、皆さんからのペーパーを見る限り、原則的に見て「楽観的に見ることが出来る」。それは、これだけ侵害が明白なのでその点についてもそういった観測を持つことが出来るということ。

#### 2. ILO の機能や、働き、役割等を中心とした発言・知見のまとめ

- ・ILO は国連の専門機関のひとつであり、1919 年の創立以来、世界各国の労働者の保護、労働条件の向上に大きな役割を果たしている。日本はその常任理事国であり、米ソに次ぐ水準の費用を負担しているが、全部で 188 ある ILO 条約の内 48 条約しか批准していないという現実にある。

<裏面に続く>



- ・ ILO の目的は国際基準の理解を世界に推し進めることです。具体的には、「条約を作る事」と、その条約が守られていない時には「勧告を行う事」という 2 つの大きな役割がある。
- ・ ILO の掲げている目的は以下の 5 点となっている
  1. 社会正義を達成すること
  2. 労働組合基本権が重視されること
  3. 社会保護を充実させること
  4. 完全雇用を推進すること
  5. 差別待遇をなくし、均等待遇を求める
 これらは「ディーセント・ワーク」という ILO ポリシーの中心的施策である。
- ・ ILO は国連の機関として、政労使の 3 者が参加する唯一の組織である。理事会や総会、その他の場においても労働者が参加し意思決定にも関わることができる機関である。
- ・ 「条約」も「勧告」も同じ手続きであり、政労使 3 者の話し合いで行われ、ILO の基準は、あくまで最低限のものである。
- ・ ILO は、組合がどこの組織に加盟しているか、どこの国際組織に加盟しているかといったことに一切関係なく、労働者であるならば、いかなる差別もせず、労働組合、労働者の保護を行っている。
- ・ 政府から出された報告に対して、労働組合はコメントすることが可能である。これは労働組合の正当な権利である。
- ・ 監視システムについて、どの様に条約が守られているか、ILO 本部では見えない。情報を提供するのが組合の重要な役割である。是非知らせて欲しい。
- ・ ILO の各委員会では国際法の下、挙げられた諸問題については、各国の裁判に関わりなく取り扱われる。各国の裁判官は 国内法に準拠し判断するので、ILO との結論と矛盾することがある。ただし、そうなったら ILO は、「国内法がおかしい」といった勧告を行うことが出来る。
- ・ ILO は“実現するまで懸案事項を追い続ける”というのが基本スタンスである。労働組合も ILO の結論が実行されるまで継続的に活動することが必要である。



ILO 事務局次長 Guy Rider 氏と握手を交わす訪問団

(参考) 日航乗員組合委員長の報告によると、当該訪問後の 6 月 27 日に厚生労働省折衝した際、担当官より、「ILO の誰と面会し、どのような発言があったか」の注目を受けたとのことです。

以上